

未来投資戦略 2018（抄）

－「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革

第2 具体的施策

3. PPP／PFI手法の導入加速

（3）新たに講ずべき具体的施策

i) コンセプション重点分野の取組強化等

・林業の成長産業化に向け、行政財産である国有林野の一定区域について、国有林野の有する公益的機能を維持しつつ、民間事業者が長期・大ロットの立木の伐採・販売という形で使用収益できる権利を得られるよう、次期通常国会に向けて国有林野関連の所要の法律案を整備する。なお、公共施設等運営権制度の活用がより効果的で必要な場合は併せてPFI法についても所要の措置を講ずる。

[4]「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる

1. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現

（3）新たに講ずべき具体的施策

i) 農業改革の加速

②バリューチェーン全体での付加価値の向上

ア) 流通・加工の構造改革

- ・農業競争力強化支援法に基づき、農林水産物等の流通・加工の構造改革のため、中間流通の抜本的な合理化を含めた業界の再編等を進める。
- ・流通の効率化、品質管理・衛生管理の高度化、ICTの利用、国内外の需要に対応した新規事業や新規参入の促進等による流通の合理化を進めるとともに、取引条件の改善を推進する。

ii) 輸出の促進

- ・既に輸出に取り組んでいる生産者や、取り組もうとする生産者を登録し、政府の支援策等の必要な情報を届ける取組を本年夏中に開始する。
- ・海外のニーズや規制に対応した生産・加工体制の整備、米の価格競争力強化
- ・高付加価値生産の推進等により、マーケットインの発想に立ち、海外の買い手が欲しいものを、欲しい量だけ、欲しい時期に輸出する「グローバル産地」を形成する。
- ・海外のニーズに合わせ、生産者、商社、流通業者が、常時、輸出の実現に向けたマッチングができる環境を整備する。
- ・「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成28年5月19日農林水産業・地域の活

力創造本部取りまとめ)及び「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」(同年11月29日同本部決定)に基づく輸出促進の取組を着実に実行する。

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も契機として、国際水準のGAP(農業生産工程管理)、HACCP(食品製造等に関する危害要因を分析し、特に重要な工程を監視・記録するシステム)、JAS(日本農林規格)、有機、ハラール、水産エコラベルなどの規格・認証の戦略的活用を推進するとともに、輸出先国の基準に対応した加工施設や食肉処理施設等の整備を進める。

iii) 林業改革

①原木生産の集積・拡大

- ・森林の経営管理を、意欲と能力のある事業者を集積・集約するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が行う新たな森林管理システムを創設する。また、このシステムの創設を踏まえ、来年度税制改正において、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設する。
- ・森林の経営管理を担う主体の育成・確保を図る。森林組合についても、こうした観点から必要な制度の見直しを行う。
- ・林業の生産性を向上させるため、経営の集積・集約を進めるエリアへの路網整備と高性能林業機械の導入を重点的に推進する。

②スマート林業の推進

- ・林地台帳、境界情報等の基礎的情報やレーザー計測による高精度の資源情報の整備・公開、ドローンによる生育状況の把握等を進めるとともに、ICTを活用した機械の導入等による施業の効率化等を進める。
- ・地方公共団体や民間事業者が森林等の情報を共有できるデータベースを平成33年までに立ち上げる。

③生産流通構造の改革

- ・国産材の生産流通構造改革を、以下により強力に進める。一木材需要の拡大のため、低層住宅における国産材の利用を促進するとともに、経済界等の協力を得て、非住宅や中高層建築物へのCLT(直交集成板)を含めた木材の利用拡大を促進する。一大規模製材事業者を中心としたバリューチェーンの全国での展開に向け、ロット、品質ともに安定した供給ができるよう、関連事業者との連携や製材工場、合板工場等の大規模化を進める。
一実需者の注文に応じた原木供給や、森林から住宅建設の現場に至る物流の最適化等、マーケットインの発想に基づきバリューチェーンの全体最適化が進められることとなるよう、民間事業者が需給等のデータを共有する取組を

促進する。

ー行政財産である国有林野の一定区域について、国有林野の有する公益的機能を維持しつつ、民間事業者が長期・大ロットの立木の伐採・販売という形で使用収益できる権利を得られるよう、次期通常国会に向けて国有林野関連の所要の法律案を整備する。なお、公共施設等運営権制度の活用がより効果的で必要な場合は併せて PFI 法についても所要の措置を講ずる。〈再掲〉

ー流通段階のマッチングやコスト削減のため、地域の自伐林家や中小の製材工場なども含めた意欲ある事業者が参画し、情報交換等を行うフォーラムを設置する。

④木材需要の拡大

- ・「地域内エコシステム」として木質バイオマスの熱利用等を進める。
- ・木材製品の輸出促進のため、日本の規格が相手国の基準に取り入れられるような環境整備を進める。
- ・中規模木造ビルの普及促進を速やかに進めるため、関連する様々な事業者、事業者団体、利用者及び行政が連携するための場を立ち上げる。

⑤研究開発の推進

- ・再造林コストの削減等、林業の現場ニーズを踏まえた研究と研究成果の現場実装の取組を強化する。
- ・早生樹の普及・利用拡大、セルロースナノファイバー、リグニン等の国際標準化や製品化等に向けた研究開発を進める。